

Ⅲ 地域保健班

- 1 精神保健福祉
- 2 母子保健
- 3 難病対策
- 4 原爆被爆者対策

地域保健班概要

地域保健班は、精神保健福祉、母子保健、難病対策、原爆被爆者健康診断に関する業務を担っている。

個別の健康課題に関する相談対応、精神通院医療・先進医療不妊治療・小児慢性特定疾病・難病等に関する公費医療の申請に係る業務を行っている。また、関係者の支援スキルの向上を目的とした研修会の開催、関係機関との連携会議等を行い、管内地域における相談支援体制の整備に努めている。

1 精神保健福祉

精神保健福祉の充実を図るために、市村はじめ、医療機関や福祉機関と連携し、①障害者総合支援法に基づく事務、②精神保健福祉法に基づく事務、③普及啓発活動、④訪問・相談業務、⑤社会復帰支援、⑥アルコール関連問題対策、⑦関係機関とのネットワークづくり、⑧関係職員の支援スキルの向上に係る研修等を実施している。

2 母子保健

「健やか親子おきなわ21（第2次）」と連動し、管内のすべての親と子が健やかに生まれ育つことができる環境を整備するため、市村と連携し必要な支援を行っている。①医療給付申請事務及び相談、②親の会等組織育成支援、③関係機関との連絡会議、④個別訪問等による相談支援、⑤支援者を対象とした研修会等を実施している。

3 難病対策

「難病対策要綱」及び「難病の患者に対する医療等に関する法律（平成27年1月施行）」に基づき、①特定医療費（指定難病）に係る医療費の公費負担申請相談、②難病患者の個別訪問等による相談支援、③自助組織活動支援、④患者・家族及び関係者に対する医療講演会等の研修会、⑤関係機関との連絡会議等を行っている。

4 原爆被爆者対策

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」により、県は被爆者健康診断、諸手当の支給等を行っている。保健所は被爆者健康診断実施に際しての病院との日程調整及び被爆者への通知、健康相談等を行っている。

地域保健班に関する月間・週間事業

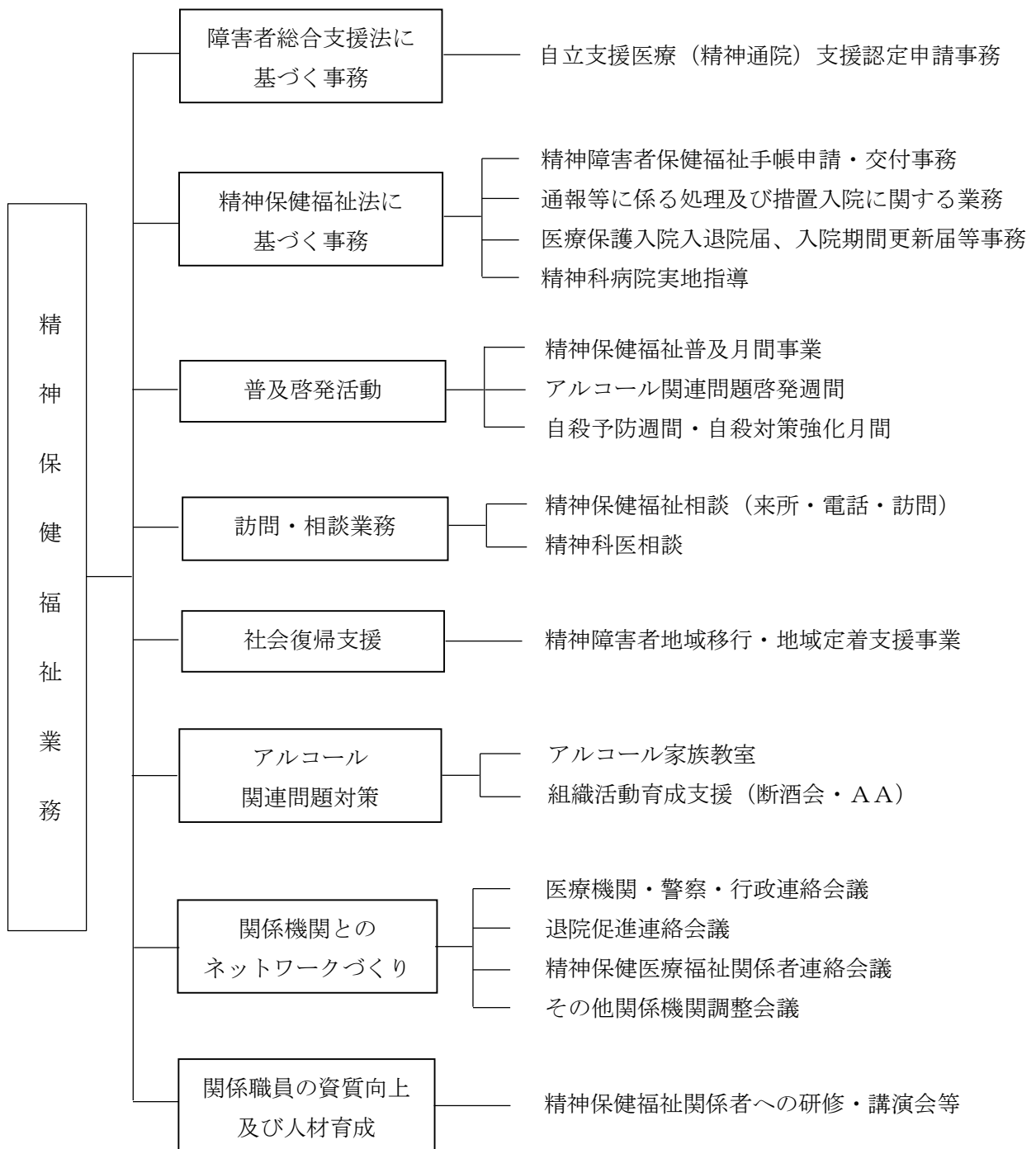
令和5年度

行事名	期間	内容	対象者・参加者
ギャンブル等依存症問題啓発週間	5月14日～ 5月20日	ポスター掲示（保健所）	地域住民
自殺予防週間	9月6日～ 9月16日	パネル展示、レスキューカード配布、 広報誌への掲載	地域住民
精神保健福祉普及月間	11月1日～ 11月30日	ポスター掲示（保健所）	地域住民
アルコール関連問題啓発週間	11月10日～ 11月16日	ポスター掲示（保健所）	地域住民
自殺対策強化月間	3月1日～ 3月31日	上記自殺予防週間と同様の内容	地域住民

1 精神保健福祉

令和4年に「精神保健福祉法」の一部改正が行われ、障害者の権利擁護が明確化された。また、精神科病院において医療を受ける精神障害者に対する虐待を防止すること、さらに、精神保健に関する相談支援体制を整備し、精神障害者及び精神保健に関する課題を抱える者を包括的に支援することとした。

当保健所では、「精神保健福祉法」、「障害者総合支援法」、「自殺対策基本法」、「アルコール健康障害対策基本法」に基づき、下記の業務を行っている。



(1) 障害者総合支援法に基づく事務

ア 自立支援医療（精神通院）制度（根拠：障害者総合支援法第 58 条）

障害者等につき、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療を受けるための制度。当該制度利用により精神通院にかかる医療費の自己負担割合が 10%となる。但し、沖縄県では復帰特別措置により自己負担に対して特別公費負担措置が適用される。

図 1 自立支援医療（精神通院）申請件数

(単位：件)

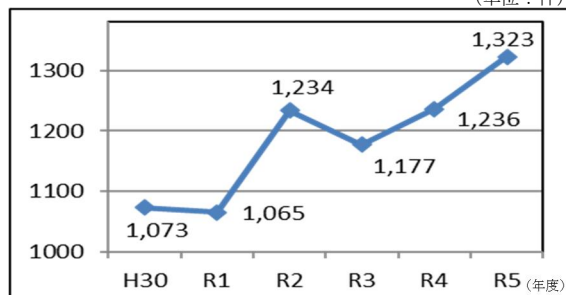


図 2 病類別利用割合

令和 5 年度

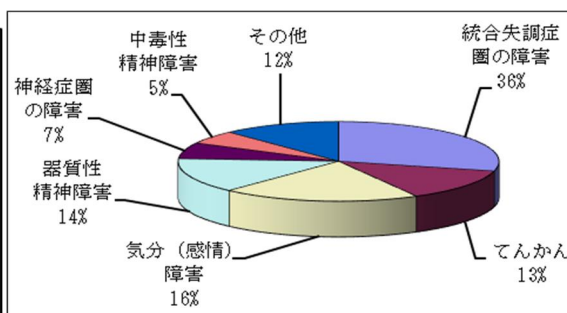


表 1 市村別・病類別自立支援医療（精神通院）申請件数

令和 5 年度

病 類	脳 器 質 性 精 神 障 害	中 毒 性 精 神 障 害	統 合 失 調 症 の 障 害	気 分 （ 感 情 ） 障 害	そ の 他 精 神 病	神 経 症 の 障 害	人 格 障 害	精 神 遅 滞	て ん か ん	生 理 的 関 連 し た 及 び 身 体 的 群 要	心 理 的 発 達 障 害	小 児 情 緒 年 期 の 障 害	そ の 他	計
宮古島市	187	69	378	258	22	85	3	21	167	2	65	42	2	1,301
多良間村	0	3	5	6	0	2	0	1	5	0	0	0	0	22
計	187	72	383	264	22	87	3	22	172	2	65	42	2	1,323

(2) 精神保健福祉法に基づく事務

ア 精神保健福祉手帳（根拠：精神保健福祉法第 45 条）

精神障害者に対する各種の支援策を講じやすくし、社会復帰の促進と、自立と社会参加の促進を図るために創設された制度。有効期間は 2 年間であり、医師の診断書等に基づき更新することができる。

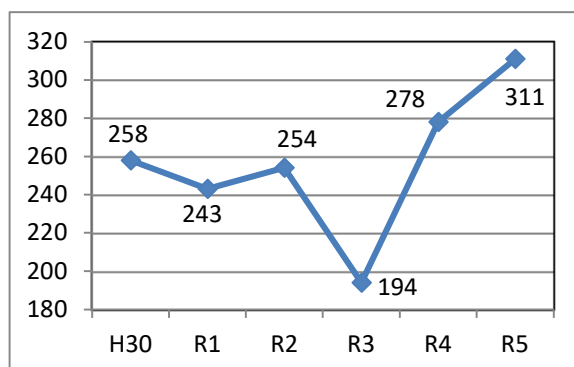
表 2 年度別申請件数（新規・更新）

(単位：件)

	H30	R1	R2	R3	R4	R5		
						計	1 級	2 級
宮古島市	256	242	253	191	277	310	59	169
多良間村	2	1	1	3	1	1	0	1
計	258	243	254	194	278	311	59	170

図 3 交付件数の推移

(単位：件)



イ 措置入院（根拠：精神保健福祉法第 29 条）

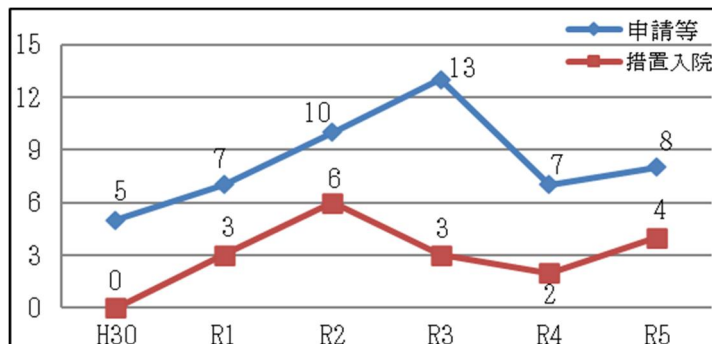
精神保健指定医 2 名の診察の結果、その対象者が医療及び保護のために入院させなければ精神的障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めたとときに、都道府県知事の権限により入院させることができる制度。

表 3 申請等と措置入院の件数（単位：件）

	R5年度 申請等		
		要措置	不要
一般人	0	0	0
警察官	8	4	4
検察官	0	0	0
その他	0	0	0
計	8	4	4

図 4 申請等件数と措置入院件数の推移

（単位：件、年度）



ウ 医療保護入院（根拠：精神保健福祉法第 33 条）

精神保健指定医による診察の結果、精神障害者であり、医療及び保護のため入院の必要がある者であって、精神障害のために本人が入院に同意できる状態にないと判定されたものについて、精神科病院の管理者は家族等の同意があれば対象者を入院させることができる制度。10 日以内に保健所への届出が必要。

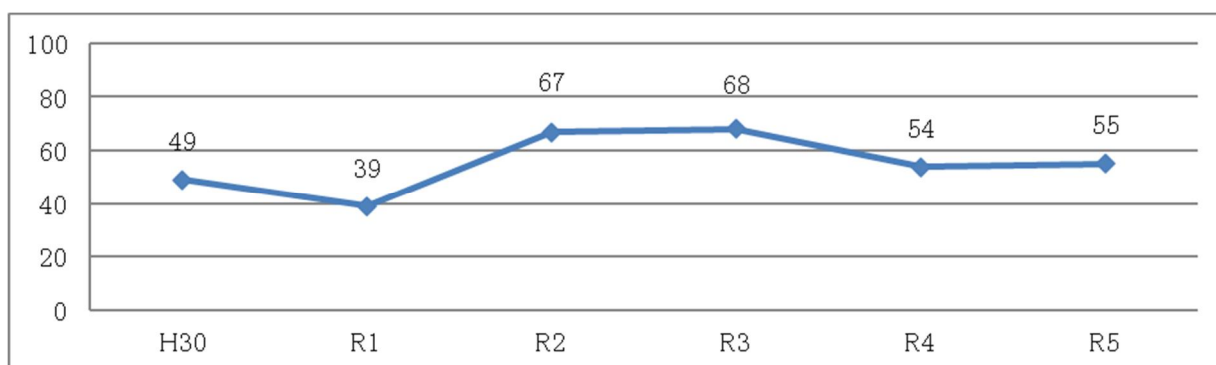
表 4 医療保護入院届出件数

令和 5 年度（単位：件）

病 類	脳器質性 精神障害	中毒性 精神障害	統合失調 症の障害	気分（感情） 障害	神経症圏の 障害	人格障害	精神遅滞	関連した 身体的障害 行動に及 び症候群	心理的発達 障害	小児・青年 期の障害	その他	計
届出件数	10	8	25	9	0	1	1	0	1	0	0	55

図 5 医療保護入院届出件数の推移

（単位：件）



エ 精神科病院実地指導（根拠：精神保健福祉法第 38 条の 6）

管下精神科医療機関において、精神保健福祉法に基づく入院患者の行動制限、面会、信書、電話、金銭管理等にかかる処遇が適切に行われ、社会復帰に向けた様々な環境整備を積極的に推進していくことを目的に原則として年 1 回の指導を実施。

対 象：県立宮古病院（令和 5 年 11 月 10 日）

(3) 普及啓発活動

ア 宮古地区精神保健福祉普及月間

精神保健及び精神障害者の福祉に関する理解を深め、地域住民の精神的保健の保持増進及び精神障害者の福祉の増進を図ることを目的に、毎年 11 月に地域住民を対象とした講演会を実施している。

日 時：令和 5 年 11 月 3 日

場 所：宮古合同庁舎 2 階講堂

参加者：一般住民 20 名

内 容：「ストレスとの上手な付き合い方 ～うつ予防～」

講師：昭和薬科大学附属中学高校・山本クリニック

臨床心理士・公認心理師 国生 まゆみ 氏

イ アルコール関連問題啓発週間

国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めることを目的とし、アルコール関連問題啓発週間に、アルコール関連問題に関する知識の普及啓発を実施している。

期 間：毎年 11 月 10 日～11 月 16 日

対 象：地域住民

内 容：ポスター掲示、パネル展示（宮古保健所）

地元新聞への掲載

ウ 自殺予防週間・自殺対策強化月間

一般住民や関係機関に対して、住民一人一人が自殺対策への理解を深めることを目的とし、自殺予防週間・自殺対策強化月間に、自殺に関連した知識の普及啓発や相談支援機関窓口の周知を実施している。

(ア) 自殺予防週間

期 間：毎年 9 月 10 日～9 月 16 日

対 象：地域住民

内 容：パネル展示（宮古島市役所、県立宮古病院）

ポスター掲示（コンビニ、県立宮古病院、宮古島徳州会病院）

レスキューカード配布（コンビニ、宮古島市役所、県立宮古病院、宮古島徳州会病院）

宮古島市及び多良間村広報紙への掲載

(イ) 自殺対策強化月間

期 間：毎年 3 月

対 象：地域住民

内 容：ポスター掲示、パネル展示、レスキューカード配布、出張相談会（多良間村役場）

多良間村住民向け講演会（多良間村コミュニティー施設）

多良間村広報紙への掲載

(4) 訪問・相談業務

ア 精神保健福祉相談

保健師及び精神保健福祉相談員が精神保健福祉相談（来所相談及び電話相談）を行い、必要に応じて訪問相談を実施している。

表5 相談件数（過去5年分）（単位：人）

	R1年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度	
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
来所相談	83	148	39	123	27	43	33	49	42	66
家庭訪問	59	285	20	310	35	88	18	64	41	219
電話相談	142	488	148	681	123	177	103	333	102	419

表6 相談件数（区分別） 令和5年度（単位：人）

	実人員	延人員	延人員内訳							
			老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の健康づくり	その他
来所相談	42	66	1	1	9	0	1	1	33	20
家庭訪問	41	219	0	6	13	0	0	0	33	167
電話相談	102	419	2	13	60	0	2	3	97	242

イ 精神科医相談

精神疾患の疑いがあるが未治療の方や治療中断者等について、精神科医による精神医学的な判断及び対応等の助言を得ることで、精神疾患を持ちながらも本人や家族が安心して地域で生活していくことを目的に実施している。

表7 精神科医相談実施数（単位：回、件）

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
回数	6	3	2	4	6
相談件数	11	4	2	6	9

(5) 社会復帰支援

ア 精神障害者地域移行・地域定着支援事業

住居の確保など、退院に向けて特に支援が必要な精神科病院への長期入院中の精神障害者に対し、地域生活への移行や定着することを促進し、地域生活を継続できる体制を整備することを目指している。保健所は退院促進連絡会議の開催の他、福祉事務所主催の精神障害にも対応した地域包括ケアシステム事務局会議に参加し、精神障害者の地域移行・地域定着のあり方について検討し、体制整備に取り組んでいる。

(6) アルコール関連問題対策

ア アルコール家族教室

アルコール問題を抱える家族が「アルコール依存症」について学び、依存症本人への対応を理解し、依存症者と家族の間に起こっている問題の改善に繋がることを目的に教室を実施している。

表 8 実施状況

令和 5 年度

回数	開催日	内容	参加者数
第 1 回	令和 6 年 1 月 20 日	「アルコール依存症の正しい知識・対応について学ぶ」 講師 沖縄リハビリテーションセンター病院 公認心理師 山田豊氏	21 名
第 2 回	令和 6 年 1 月 27 日	「アルコール依存症の当事者と家族の声から学ぶ」 講師 一般社団法人おきなわASK代表理事 大田房子氏 宮古断酒会	18 名

イ 組織活動育成支援

(ア) 断酒会（宮古断酒会）

平成 3 年 8 月設立 断酒会はアルコール依存症に悩む者・その家族が自らの体験談等を話すことで、断酒に対する誓いを新たにし、断酒を続けていく自助グループ。アルコール依存症について知識を深めつつ、問題を共有し親睦と融和を図り、お互い励まし合いながら、断酒と自立へ向けて活動を行っている。

(イ) AA（エメラルド・グリーン）

平成 30 年 11 月設立 依存症本人またはその関係者が体験を共有しながら、自身の飲酒問題を解決し、同じ問題で苦しむ人たちにも回復の経験を知らせる自助グループ。

表 9 自助グループ活動状況

令和 5 年度

名称	日 時	場 所	備考
宮古断酒会	毎週金曜日 午後 7 ～ 9 時	保健所 1 階 第 7 相談室	当事者・家族
エメラルドグリーン (AA)	毎週火曜日 午後 7 ～ 8 時		オープン

(7) 関係機関とのネットワークづくり

ア 医療機関・警察・行政連絡会議

島嶼地域という地理的な問題により、精神障害者に関する警察官通報(精神保健福祉法第23条)やその他の緊急時対応をスムーズにできるようにするため、関係機関との連携強化・緊急時の体制構築などを目的に会議を開催している。

日 時：令和5年9月7日

場 所：宮古保健所大会議室

参 加 者：11名

参加機関：県立宮古病院、宮古島警察署、宮古島市

内 容：法第23条通報、特異事案連絡票の実績報告及び課題について
措置診察にあたる指定医の確保について
夜間休日及び連休の23条通報の対応について
23条通報と受診援助の基準について
島内で入院ができない場合の民間航空機での移送について
保健所の通報体制の整備強化について

イ 退院促進連絡会議

入院中の精神障害者が退院後に適切な支援を受け、その人らしい地域生活を送れるよう入院中から退院に向けて支援体制を整え、入院中の精神障害者の円滑な地域移行・地域定着支援につながられるよう、管内関係機関の情報共有及び連携推進を図ることを目的に開催する。

日 時：令和6年2月19日

場 所：宮古保健所2階大会議室

参 加 者：25名

参加機関：14機関(1医療機関、宮古島市3課、5相談支援事業所、2地域包括支援センター、3グループホーム、宮古厚生園、宮古福祉事務所、宮古圏域アドバイザー)

内 容：宮古圏域における入院患者の現状及び課題の共有
退院促進に関する情報共有
退院促進に向けた今後の取り組みについて

ウ 精神保健医療福祉関係者連絡会議

管内の精神保健医療福祉関係者が一堂に会し、各関係機関の役割や課題及び事業内容等を理解することで、地域の精神保健・医療・福祉の取組を推進することを目的として開催する。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、休止。

エ 管内自殺対策関係機関連絡会議

「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」ために、圏域の関係機関で自殺対策を総合的に推進することが必要であり、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携、協働の仕組みを構築することが求められている。加えて、ハイリスク群である自殺未遂者等への必要に応じた危機介入や医療及び相談機関につながる体制を強化しつつ、有機的な連携も重要となる。これら自殺対策の更なる推進をはじめ、自殺の防止を図るための重層かつ包括的な地域支援の実現に向け、関係機関の連携強化を目

的に実施する。

日 時：令和6年2月27日

場 所：宮古保健所 大会議室

参 加 者：12名

参加機関：6機関（県立宮古病院、宮古島徳洲会病院、宮古島警察署、宮古島市消防本部、
多良間村住民福祉課、宮古保健所）

内 容：自殺未遂者等対応における現状、課題の共有
連携体制推進に向けた検討
その他、自殺対策における情報の共有

オ 関係機関調整会議

宮古福祉事務所主催の精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築の推進に向けた事務局会議の他、宮古島市主催の4地区（平良・伊良部・城辺・上野及び下地）障害者連絡会議、市村主催の地域自立支援協議会、障害者の社会復帰や自立支援を目的とした他機関主催の会議等へ参加している。

表10 〈保健所主催〉

令和5年度

会 議 名	開催回数	参加者数(延)	参加機関数(延)
ケース支援会議	5	22	19
退院促進連絡会議	1	25	12
管内自殺対策関係機関連絡会議	1	6	5

表11 〈他機関主催〉

令和5年度

会 議 名	参加回数
ケース支援会議	29
医療観察法ケア会議	6
平良地区障害者連絡会議	6
伊良部地区障害者連絡会議	6
城辺地区障害者連絡会議	5
上野・下地地区障害者連絡会議	5
多良間村地域自立支援協議会事務局会議	4
宮古島市地域自立支援協議会	3
宮古圏域精神障害にも対応した地域包括ケアシステム事務局会議	3
宮古圏域障害者自立支援連絡会議 相談支援部会	2
その他	10

(8) 関係職員の資質向上及び人材育成

ア アルコール関連問題支援者研修

アルコール関連問題には健康問題、暴力、経済問題等、様々な問題が内包されており、支援には多職種で関わっていく必要がある。支援者が、アルコール依存症及びその対応方法と各機関の相互の役割について理解を深めることで、アルコール関連問題を抱える当事者や家族に適切な支援ができることを目的とする。

開催日：令和5年8月16日

場 所：宮古保健所 大会議室

対 象：アルコール問題の相談業務に従事する支援者

内 容：報告「宮古圏域のアルコール関連問題の現状について」報告者 保健所職員
「沖縄県のアルコール関連問題の現状について」

報告者 宮古島警察署生活安全課 大兼久明氏

講話「アルコール依存症の基本的知識および、特徴を踏まえた相談面接について～相

談対象者のニーズを捉える」講師 糸満晴明病院 山城涼子氏

グループワーク～ニーズを捉える力を身につけよう～

参加者：22 名

イ 自殺対策支援者研修会

宮古保健所管内における支援者が自殺に関連する相談対応をする上での基本的な知識を学び、相談援助対応能力を向上させることで、対象者の相談内容等に応じて適切な支援が実施できるようになることを目的に研修会を実施する。

(ア) 第1回自殺対策支援者研修会

開催日：令和6年1月30日

場 所：宮古保健所 大会議室

対 象：宮古圏域において精神保健、福祉に関する業務に従事する者、宮古圏域において相談業務に従事する者、その他自殺に関連した相談対応方法について学びたい者

内 容：報告「宮古圏域における自殺の現状について」報告者 保健所職員

講話「『死にたい』と言われたら～支援者としてできること～」

講師 県立宮古病院 精神科医 石川亮氏

演習 ロールプレイ

参加者：32 名

(イ) 第2回自殺対策支援者研修会

開催日：令和6年2月9日

場 所：宮古保健所 大会議室

対 象：宮古圏域において精神保健、福祉に関する業務に従事する者、宮古圏域において相談業務に従事する者、市村ひきこもり支援担当職員、その他ひきこもりに関連した相談対応方法について学びたい者

内 容：報告「宮古圏域における自殺及びひきこもり相談の現状について」報告者 保健所職員

講話「ひきこもりの理解と支援」講師 沖縄県ひきこもり専門支援センター相談員

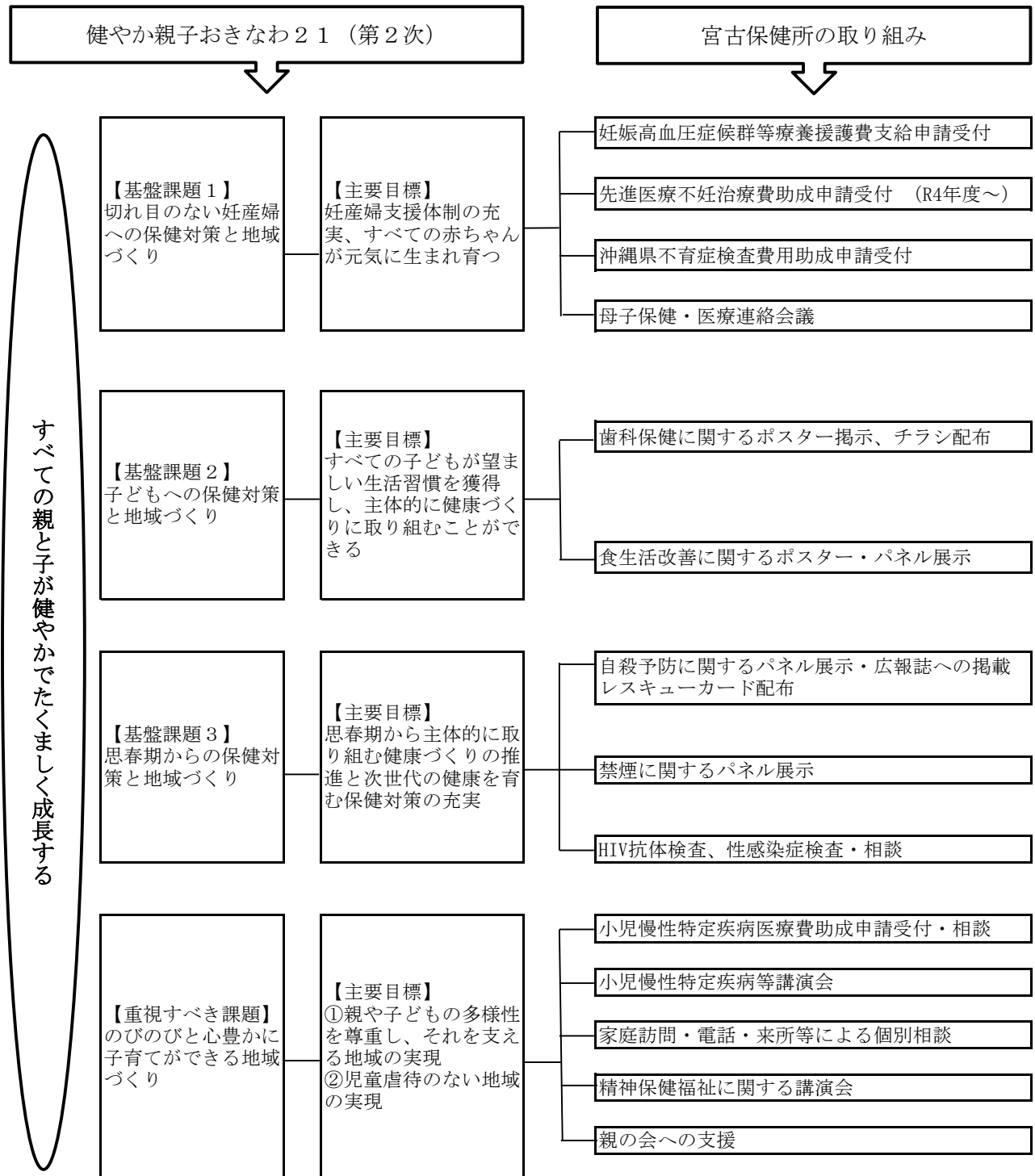
事業紹介「ひきこもりに関する社会資源」

- ・宮古島市生活福祉課 宮古島市ひきこもりサポート事業担当
- ・沖縄県おしごと応援センターOne×One 宮古担当
- ・障害者就業・生活支援センターみやこ

参加者：27 名

2 母子保健

(1) 健やか親子おきなわ21（第2次）における宮古保健所の取り組み



(2) 医療給付申請・相談業務

ア 小児慢性特定疾病医療費助成制度

小児慢性特定疾患治療研究事業が、平成 27 年 1 月 1 日より小児慢性特定疾病医療費助成制度へ移行した。対象疾患は令和 3 年 11 月には 16 疾患群 788 疾病に拡大された。

【根拠法令】児童福祉法第 19 条の 2～22

【目 的】慢性疾患にかかっていることにより長期に療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究等に資する医療の給付その他の事業を行う。

【対 象】下記疾患にかかっている 18 歳未満の児童（18 歳到達時点において本事業の対象となっており、かつ 18 歳到達後も引き続き治療が必要であると認められる場合には、20 歳到達までの者を含む。）

1 小児慢性特定疾病受給者証交付状況（重複疾患受給者を含む）（単位：件）

表1 小児慢性特定疾病受給者証交付状況 単位：件

年月日 疾患群	令和5年4月～令和6年3月				
	計	申請別		市村別	
		新規	更新	宮古島市	多良間村
悪性新生物	6	2	4	6	0
慢性腎疾患	10	2	8	10	0
慢性呼吸器疾患	7	1	6	7	0
慢性心疾患	13	3	10	12	1
内分泌疾患	18	1	17	18	0
膠原病	2	1	1	2	0
糖尿病	3	0	3	3	0
先天性代謝異常	2	0	2	2	0
血液疾患	1	0	1	1	0
免疫疾患	3	1	2	3	0
神経・筋疾患	13	2	11	13	0
慢性消化器疾患	8	1	7	8	0
染色体・遺伝子疾患	2	0	2	2	0
皮膚疾患	1	0	1	1	0
骨系統疾患	4	0	4	4	0
脈管系疾患	2	0	2	2	0
計	95	14	81	94	1

※複数疾患受給者含む

イ 妊娠高血圧症候群等療養援護費支給事業

【根拠法令】妊娠高血圧症候群等療養援護費支給要綱

【目 的】妊娠高血圧症候群等に罹患している妊産婦に対し必要な援護費の支給を行うことで、早期に適正な療養を受け、重症化を防ぐ。

【対 象】妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血及び心疾患に罹患している妊産婦で、7日以上入院治療を要した者。ただし、当該妊産婦が前年分に所得税課税額の年額 15,001 円以上の世帯、又は児童福祉法第 22 条の規定による助産施設への入所措置を受けた者は、支給対象としない。

表 2 妊娠高血圧症候群等療養援護費 年度別支給状況 単位：件

年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
件 数	0	0	0	0	0

ウ 先進医療不妊治療費助成事業

【根拠法令】沖縄県先進医療不妊治療費助成事業助成金交付要綱

【目 的】不妊症に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療のうち、厚生労働省の先進医療会議における審査等を受け、先進医療として告示されている不妊治療関連の技術（以下「先進医療不妊治療」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付する。

【対 象】先進医療不妊治療の助成を受けられる者は、次の各号のいずれにも該当するものとし、治療期間の初日が令和 4 年 4 月 1 日以降の者とする。

- (1) 法律上の婚姻関係にある夫婦の双方又は一方が沖縄県内（那覇市除く）に住民登録していること。ただし、生まれてくる子の福祉に配慮しながら、事実上の婚姻関係にある夫婦の双方又は一方が沖縄県内（那覇市除く）に住民登録している場合も対象とする。
- (2) 治療期間の初日における妻の年齢が 43 歳未満であること。
- (3) 過去に本事業による助成を受けた回数（那覇市から本事業と同趣旨の助成を受けた回数を含む。）（以下「通算助成回数」という。）が、厚生労働省が規定する保険診療の回数制限に準じる回数として、別表 1 に掲げる通算助成回数を超えていないものであること。
- (4) 前号の助成を受けた回数は 1 子ごとに算定するものとする。なお、妊娠 12 週以降に死産となった場合も 1 子と数えるものとし、原則として戸籍謄本又は住民票（死産の場合は、死産届の写し）等により確認を行える場合に限る。

別表 1

初めて助成を受ける際の 治療開始時の年齢	助成回数
40 歳未満	43 歳になるまでに通算 6 回まで
40 歳～42 歳	43 歳になるまでに通算 3 回まで
43 歳以上	なし

表 3 先進医療不妊治療費 助成状況(単位：件)

年 度	令和 4 年度	令和 5 年度
件 数	7	20

エ 不育症検査費用助成事業

【根拠法令】 沖縄県不育症検査費用助成事業助成金交付要綱

【目 的】 研究段階にある不育症検査のうち、保険適用を見据え先進医療として実施されるものを対象に不育症検査に要する費用の一部を助成することにより、不育症の方の経済的な負担の軽減を図るため、予算の範囲内において助成金を交付する

【対 象】 不育症検査費の助成の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 沖縄県内（那覇市を除く）に住民登録している者。
- (2) 既往流死産回数が2回以上の者。
- (3) 令和3年4月1日以降に第3条第1項の規定に該当する検査を受検した者。

表4 不育症検査費 助成状況（単位：件）

年 度	令和4年度	令和5年度
件 数	0	0

(3) 訪問・相談業務

保健師が母子保健相談等（来所相談及び電話相談）を行っており、必要に応じて、訪問相談を実施している。

表5 訪問・相談業務状況

令和5年度（単位：件）

	実人員	延人員	延人員内訳		
			小児慢性特定疾病	先進医療 不妊治療	その他
来所相談	95	130	107	23	0
家庭訪問	10	19	19		0
電話相談		146	139	6	1
合計	105	295	265	29	1

(4) 小児慢性特定疾病等講演会

小児慢性特定疾病等で長期にわたり治療や療育が必要な児の保護者等が、児の成長発達や病状に伴う不安や悩みを軽減することを目的に開催している。

令和5年度は、「移行期」に焦点をあて、疾病を抱えながらも自立した大人になるために子どもはどう病気と向き合い、大人はどう関わるのかについて理解を深め、児が自立した大人になる上で必要な対応等を学ぶことを目的に開催した。

表6 小児慢性特定疾病等講演会

令和5年度

実施日/場所	内容・講師	参加者
12月8日（金） 13:00～15:00 宮古保健所 大会議室	テーマ：「疾病を抱えながら自立した大人になるための関わり方について」 講師：田畑 りえ子氏 （沖縄県立南部医療センター・こども医療センター 小児看護専門看護師）	7名 （保護者1名、 支援者6名）

(5) 母子保健・医療連絡会議

「ハイリスク妊産婦及び未熟児、支援を必要とする児や保護者等が、地域で安心して育児・療育・生活できるように関係者が母子保健に関する現状や課題について共有し、対応や対策を検討することで連携のとれた支援体制の構築を図る」ことを目的に開催した。

表 7 母子保健・医療連絡会議

令和 5 年度

実施日	内容	参加者	参加機関
12 月 20 日（水） 16：00～17：00 宮古保健所 大会議室	①母子保健・医療連絡会議の趣旨確認 ②宮古圏域の状況（統計情報の共有） ③支援体制確認、母子保健に関する情報共有、検討等	15 名	宮古病院 奥平産婦人科 宮古島市 宮古保健所

3 難病対策

(1) 難病とは

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない稀少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの。

根拠：難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」とする）

(2) 難病の行政施策

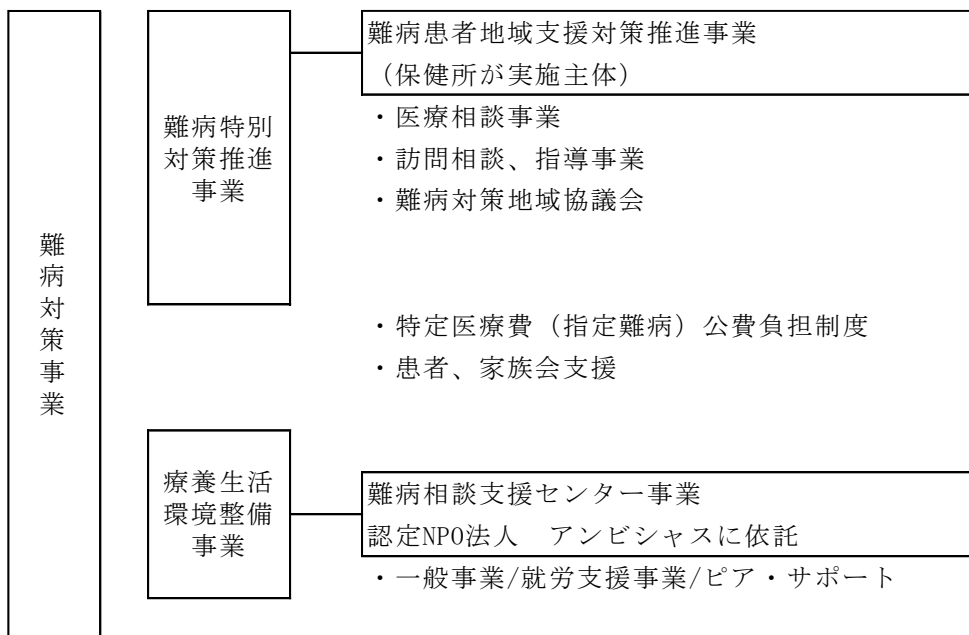
昭和 47 年に策定された「難病対策要綱」に基づき、難病対策が実施され、「特定疾病治療研究事業」として公費負担が開始された。

平成 27 年 1 月、難病対策の充実、難病の患者に対する良質・適切な医療の確保と療養生活の維持向上を図ることを目的として「難病法」が施行された。公費負担制度の改定が行われ、「特定医療費(指定難病)公費負担制度」が開始、当初は医療費助成の対象は 110 疾病であったが、令和 3 年 11 月 1 日施行の指定難病は 338 疾病となっている。

令和 5 年 10 月 1 日からは、難病の患者に対する医療等に関する法律及び児童福祉法の改正に伴い、これまで「申請日」としていた指定難病及び小児慢性特定疾病の医療費助成の開始時期が、申請日からの遡りの期間は原則 1 か月、やむを得ない理由があるときは最長 3 か月であることを条件に、医師の診断年月日（重症化時点）となった。

保健所では特定医療費(指定難病)公費負担制度の経由事務及び難病対策事業等を実施している。

(3) 難病対策事業



(4) 特定医療費(指定難病)受給者状況

管内における受給者の状況は表 1、2 のとおりである。

表 1 受給者証交付状況

令和 5 年度(単位：件)

疾病名	宮古島市	多良間村	疾病名	宮古島市	多良間村
筋萎縮性側索硬化症	4	0	IgA 腎症	5	1
進行性核上性麻痺	11	0	多発性嚢胞腎	1	0
パーキンソン病	55	1	黄色靱帯骨化症	14	1
大脳皮質基底核変性症	1	0	後縦靱帯骨化症	33	0
重症筋無力症	19	0	広範脊柱管狭窄症	7	0
多発性硬化症／視神経脊髄炎	2	0	特発性大腿骨頭壊死症	13	1
慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	2	0	下垂体性ADH分泌異常症	1	0
クロウ・深瀬症候群	1	0	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	1	0
多系統萎縮症	3	0	下垂体前葉機能低下症	4	0
脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	5	0	サルコイドーシス	3	0
もやもや病	4	0	特発性間質性肺炎	5	0
亜急性硬化性全脳炎	1	0	肺動脈性肺高血圧症	2	0
全身性アミロイドーシス	3	0	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	2	0
神経線維腫症	1	0	網膜色素変性症	19	0
天疱瘡	3	0	原発性胆汁性胆管炎	3	0
膿疱性乾癬(汎発型)	6	0	原発性硬化性胆管炎	1	0
高安動脈炎	2	0	自己免疫性肝炎	2	0
巨細胞性動脈炎	2	0	クローン病	12	0
結節性多発動脈炎	3	0	潰瘍性大腸炎	19	0
顕微鏡的多発血管炎	1	0	筋ジストロフィー	1	0
多発血管炎性肉芽腫症	1	0	脊髄髄膜瘤	1	0
好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	4	0	前頭側頭葉変性症	1	0
悪性関節リウマチ	2	0	限局性皮質異形成	1	0
原発性抗リン脂質抗体症候群	1	0	家族性良性慢性天疱瘡	1	0
全身性エリテマトーデス	25	1	特発性後天性全身性無汗症	1	0
皮膚筋炎／多発性筋炎	12	1	単心室症	0	1
全身性強皮症	6	0	抗糸球体基底膜腎炎	1	0
混合性結合組織病	1	0	一次性ネフローゼ症候群	5	0
シェーグレン症候群	6	0	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	1	0
成人発症スチル病	6	0	間質性膀胱炎(ハンナ型)	2	0
再発性多発軟骨炎	2	0	家族性地中海熱	1	0
ベーチェット病	1	1	強直性脊椎炎	13	0
特発性拡張型心筋症	9	0	軟骨無形成症	1	0
肥大型心筋症	1	0	後天性赤芽球癆	2	0
再生不良性貧血	5	1	好酸球性副鼻腔炎	3	0
発作性夜間ヘモグロビン尿症	1	0	特発性多中心性キャッスルマン病	2	0
特発性血小板減少性紫斑病	1	0	合計	397	9

表 2 人工呼吸器等装着者の申請状況 令和 5 年度(単位：件)

	実人員	延人数
交付数	2	2

(5) 難病に関する訪問・相談

目的：患者や家族の、療養や介護等に関する相談・指導を実施し、不安や悩みの解消を図る。また、医療・保健・福祉等の情報提供を行い、療養生活を支援する。

表 3 訪問・相談実施状況 令和 5 年度（単位：件）

	実人員	延人員
来所相談	488	640
電話相談		258
家庭訪問	15	58
合計		956

(6) 難病訪問指導（診療）事業

目的：在宅療養をしている難病患者が、より良い療養生活を送ることが出来るように、必要に応じて専門医、歯科医師、歯科衛生士、栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等を同行し相談・指導を行い、生活の質（QOL）向上を図ることを目的とする。

令和 5 年度は、対象者がいなかったため、不実施。

(7) 難病医療講演会及び相談会の実施状況

目的：患者・家族が、病気について理解を深め、日常生活における不安・悩みについて相談することで安心して療養生活を送れることを目的とする。

表 4 難病医療講演会及び相談会

令和 5 年度

実施日	内容	参加人数
令和 5 年 12 月 13 日	① 講演：ALS とは（病気についての概要） 講師：沖縄県立宮古病院 総合内科 医師 當銘 大吾郎 氏 ② 難病患者の支援活動について（アンビシャス事業紹介等） 講師：認定 N P O 法人アンビシャス センター長 照喜名 通 氏	13 名

(8) 難病対策地域ネットワーク会議

目的：難病患者等は日常生活上援助を必要としている者が多く、適切な在宅療養支援を受け安心して生活が送れるよう、支援体制の整備が必要である。災害時対策について宮古地区の課題の共有や地域の実情に応じた体制整備について協議を行い、関係機関等の連携の緊密化を図る。

実施状況	令和6年1月23日 14:00～16:00	
参加者	宮古島市、多良間村、医療機関、相談事業所、アンビシャス、南西医療機器等	計15名
実施内容	①宮古管内災害対策に関する事前アンケート調査結果報告 ②在宅難病患者に関する避難行動要支援者名簿、福祉避難所整備状況について ③在宅難病患者の防災対策について	
次年度計画	①対象ケースの個別災害時支援ノート作成。 ②各関係機関の避難フローチャートについて情報収集。また宮古島管内の災害時対策について意見交換会を実施。	

(9) 自助活動育成支援

目的：患者及び家族が、病気や治療について学習し、療養生活の工夫等について情報交換をする機会を設け、安心して療養生活が出来る為の活動を支援する。また、患者及び家族が交流を深め、相互に支え合う自助グループを育成する。

自助グループ一覧

○とうんがらの会（神経難病患者・家族のつどい）

対象者：神経難病患者・家族

○愛・Eyeの会（網膜色素変性症患者・家族のつどい）

対象者：網膜色素変性症患者・家族

(10) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

根拠：「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱」に基づき、事業を実施している。

目的：患者の医療費の自己負担分を公費負担することにより、医療費の負担軽減を図る。

表5 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業受給者の年次推移

単位：件

年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
交付件数	1	1	0	0	0	0	0

4 原爆被爆者対策

(1) 被爆者とは

原子爆弾が投下された際、広島・長崎において直接被爆した方、原子爆弾が投下されてから2週間以内に広島市内・長崎市内に立ち入った方等で、被爆者健康手帳を所持している人をいう。

(2) 原爆被爆者対策概要

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、健康診断や医療の給付、健康の回復のための各種手当などの総合的な援護を行い、被爆者の方々の生活の安定と福祉の向上を図っている。

保健所においては、健康診断・保健指導等を実施し、被爆者の健康管理を行っている。

(3) 事業内容

健康診断業務と保健指導

ア 健康診断

一般検査、がん検査、精密検査があり、委託医療機関（県立宮古病院）で実施。

（ア）前期健康診断、後期健康診断、希望者の健康診断（予備検査・本健診）

（イ）被爆者二世者の健康診断（予備検査・本健診）

イ 保健指導

健康診断実施時に、希望者に対して健康相談を実施するほか随時相談を受けている。

健康診断未受診者に対しては受診勧奨し、必要に応じて訪問指導を実施している。

表1 一般検査受診者

令和5年度(単位：件)

	対象者	受診者	健診結果		
			異常なし	経過観察	精査
前期健診	4	2	2	0	0
後期健診	4	1	1	0	0
二世健診	3	1	1	0	0
希望健診	4	0	0	0	0

表2 がん検査受診者

令和5年度(単位：件)

がん検査						
	胃がん	肺がん	乳がん	子宮がん	大腸がん	多発性骨髄種
前期健診	0	1	0	0	0	1
後期健診	0	0	0	0	0	0
二世健診						0
希望健診	0	0	0	0	0	0